

鳥獣被害対策に 補助金をご利用ください

掛川市は、鳥獣による農作物の被害を防止するため、電気柵などを設置する方に対して補助金を交付します。

1 補助の対象と補助率

鳥獣被害防止対策設備に要する経費（設置することが条件です。）
上記の経費の1/3以内（1 補助対象者あたり年度内10万円が限度）

2 補助対象者(①、②どちらの方が対象です。)

- ①（ア）市内の農地を、販売または自家消費を目的として耕作されている方。
（イ）設置する農地が鳥獣の被害を受けていること、または受けるおそれがあること。
（ウ）箱わなを購入する場合はわなの狩猟免許取得者であること。
- ②（ア）鳥獣防止対策を実施する自治会、部農会、その他の団体。
（イ）箱わなを購入する場合は構成員にわなの狩猟免許取得者がいること。

3 申請に必要なもの

- ①交付申請書
- ②設置場所の位置図
- ③設置状況を撮影した写真（2枚以上）：全体が分かるもの（複数枚可）
- ④領収書と納品書
- ⑤（箱わなの場合）わなの狩猟免許の写し
- ⑥チェック表
- ⑦請求書

4 申請先

掛川市農林課農産係
掛川市大東支所地域支援係
掛川市大須賀支所地域支援係

5 その他

当該補助金を利用する場合、他の補助金等を利用することはできません。また、他の補助金を利用する場合、当該補助金は利用できません。

問い合わせ先

掛川市役所農林課農産係
（掛川市長谷一丁目1番地の1）
電話 0537-21-1147
FAX 0537-21-1212